

監査公表第 573 号

財政援助団体等監査の監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 10 日

京都市監査委員 棕 田 知 雄
同 柴 田 章 喜
同 江 草 哲 史
同 出 口 康 雄

1 平成 18 年度財政援助団体等監査（平成 19 年 5 月 14 日監査公表第 559 号）
（総合企画局－1）

監 査 の 結 果
<p>1 財団法人大学コンソーシアム京都</p> <p>(4) 公の施設の管理受託者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 物件の調達に関する契約の方法については、大学コンソーシアム京都会計規程によると、原則として競争入札とし、契約の性質又は目的が競争入札に適しないときや予定価格が 30 万円を超えないときなどには随意契約ができるとされ、2 名以上から見積書を徴収するか、1 名のみの見積書によるときは事由を明記したうえ審査することとされている。</p> <p>交流センターの管理運営費のうち、経費支出の原因となる契約の状況を見ると、1 件の予定価格が 30 万円を超えるもので、特別の理由を示すことなく、見積合わせ又は 1 名のみの見積書で契約しているものがあつた。</p> <p>契約の方法について、価格決定における競争性をより発揮する観点から、規程に基づき、競争入札を行うよう、大学コンソーシアムに対して適切に指導し、改善されたい。</p>

講 じ た 措 置

<p>財団法人大学コンソーシアム京都（以下「財団」という。）に対し指導を行った結果、下記のとおり改善した旨報告があった。</p>
--

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 平成 19 年 3 月 24 日に開催した財団理事会において、会計規程の改正及び会計規程細則の制定を行った。・ 新たに制定した会計規程細則では、入札等基準について定めている。・ また、随意契約を行う場合においても、すべての予算執行が伴う稟議について、下記のとおり、見積書の徴収について徹底したところである。<ul style="list-style-type: none">・ 2 者以上の見積書を添付すること。・ 1 者のみの見積書添付の場合、その理由を明記すること。 |
|--|

監 査 の 結 果

1 財団法人大学コンソーシアム京都

(4) 公の施設の管理受託者監査

a 団体関係

- (b) 京都市公金収納受託者の収納の事務については、地方自治法施行令及び京都市会計規則に基づき、行うこととされており、収納金を領収したときは、収納金額等を報告するとともに速やかに収納機関に払い込まなければならないとされている。

施設等使用料及び駐車場使用料を内容とする大学のまち交流センター使用料に関する公金の収納受託について、大学コンソーシアムが公金収納受託者となっており、収納金を払い込んでいたが、次のような事例があった。

- ・ 金銭投入装置による領収を行っている駐車場使用料について、週2回程度の回収を行い、日ごとの収納金額を報告しておらず、1回当たりの収納金額が30万円を超えるものがあった。

京都市公金収納受託者の事務について、公金を適正かつ確実に収納する観点から、京都市会計規則を遵守し、金銭投入装置からの使用料の回収を使用の日単位で行ったうえ、収納金額等の報告をするよう、大学コンソーシアムに対して適切に指導し、改善されたい。

- ・ 収納金の払込みについて、数日単位でまとめて入金し、速やかな払込みとなっておらず、かつ、まとめて入金することにより1回当たりの払込額が100万円を超えるなど高額となるものがあった。

京都市公金収納受託者の事務について、公金を適正かつ確実に収納する観点から、京都市会計規則を遵守し、収納金を速やかに払い込まれるよう、大学コンソーシアムに対して適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

財団法人大学コンソーシアム京都に対し指導を行った結果、駐車場使用料は、特別な事情がない限り毎日回収を行っている旨報告があった。

また、収納金額等の報告及び収納機関への納入は、毎日行うように努めており、銀行休業日や大学のまち交流センターの閉館日は、安全かつ確実な方法において、保管していることを確認した。

監 査 の 結 果

1 財団法人大学コンソーシアム京都

(4) 公の施設の管理受託者監査

b 所管課関係

交流センターの管理等に係る委託料については、平成17年度京都市大学のまち交流センターの管理委託等に関する契約書によると、契約期間満了後、速やかに契約の全期間に係る年間委託業務報告書を本市に提出して精算しなければならないとされており、概算払した同額を経費執行したとの報告がされていた。そのうち、交流センター運営費の事務費について見ると、年度当初の見積額385万円が4.4倍の1,720万円に増加しており、経費支出の内容を見ると、パソコン、液晶モニター及び予備用電球等の購入であり、必ずしも緊急性を要するものとはいえなかった。

交流センターについては、平成18年度から指定管理者制度に移行しており、大学コンソーシアムが平成22年度末までの間の管理者に指定されているが、当該公の施設の指定管理者について、適正かつ計画的な事業運営が確保されるよう、協定書等に基づき、事前に適切な予算執行計画書、事業計画書、収支予算書等を提出させ、その精査を行うとともに、四半期ごとに提出される経費の執行状況に係る定例報告の内容を十分把握したうえ、必要な指示を行うようにされたい。

講 じ た 措 置

協定書等に基づき、事業計画書、収支予算書及び予算執行計画書（年間及び四半期ごと）を提出させ、予算執行計画に基づく、四半期ごとの実態に則した指定管理料を支払うとした。

さらに、四半期ごとの予算執行状況報告書については、適切に執行がされているか確認している。

監 査 の 結 果

2 京都市立芸術大学芸術教育振興協会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(a) 会計帳簿について、予算科目ごとに予算執行状況を整理した帳簿を備えていたが、預金口座の取引内容を示す帳簿及び現金保管の状況を示す帳簿が備えられていなかった。

京都市立芸術大学芸術教育振興協会は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務として計理事務を行っていることから、預金現金の管理及び出納状況の整理を確実に行うべきであり、必要な帳簿を備えるとともに適時、預金通帳等との照合を行うよう、具体的に取り組みたい。

講 じ た 措 置

京都市立芸術大学芸術教育振興協会に対し指導を行った結果、同協会から預金現金の管理及び出納状況の整理を確実に行うために「預金現金出納管理簿」を備えるとともに適時預金通帳等との照合を行うこととしたとの報告を平成19年8月6日に受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

2 京都市立芸術大学芸術教育振興協会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(b) 振興協会の切手の取扱いについては、京都市における取扱方法に準じたうえ、複数の職員による払出時及び月末における現物と消耗品台帳の現在高との照合をするべきであるが、行っていない。

振興協会は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務として計理事務を行っていることから、切手の管理については本市に準じて厳格に取り扱うべきであり、適正に照合を行うよう、具体的に取り組まれない。

講 じ た 措 置

京都市立芸術大学芸術教育振興協会に対し指導を行った結果、同協会から切手の取扱いを京都市における取扱方法に準じ、複数の職員による払出時及び月末における現物と消耗品台帳の現在高を照合することとしたとの報告を平成19年8月6日に受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果
<p>2 京都市立芸術大学芸術教育振興協会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>京都市立芸術大学芸術教育振興事業補助金については、京都市立芸術大学において行う芸術に関する教育及び研究の振興に寄与する事業の実施に必要な財源に充てるために設置された京都市立芸術大学芸術教育振興基金の運用収益を充てていたが、補助金交付要綱を定めることなく、交付していた。</p> <p>基金の設置目的を達成できるよう、対象事業の内容、事業の審査方法、事業実施のための申請手続等を定めた要綱を整備するよう、具体的に取り組みたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都市立芸術大学芸術教育振興基金の設置目的を達成できるよう、平成19年10月22日付けで「京都市立芸術大学芸術教育振興事業補助金交付要綱」を作成し、対象事業の内容、事業の審査方法、事業実施のための申請手続等を定めた。</p>

監 査 の 結 果
<p>3 財団法人京都市国際交流協会</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 国際交流事業に対する補助金について、事業終了後直ちに収支報告書を提出することとされていたが、実際に提出したのは、事業終了後約9箇月経過した時点であった。</p> <p>補助金に係る収支報告書を事業終了後速やかに提出するよう、交流協会に対して適切に指導し、改善されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>財団法人京都市国際交流協会に対し指導を行った結果、2006年度収支報告書は平成19年5月29日に提出され、「京都市国際交流会館の管理に係る協定書」に定める「毎年度終了後60日以内」という報告書の提出期限が守られた。</p>

監 査 の 結 果

3 財団法人京都市国際交流協会

(4) 公の施設の管理受託者監査

a 団体関係

(a) 委託料購入物品について、本市と交流協会との貸与及び管理に関する契約書によると、本市貸与物品等と区分して整理し、委託契約期間が満了したときは無償で本市へ譲渡するとされているが、指定管理者制度への移行に当たり、譲渡の手続きがされていなかった。

委託料購入物品について、契約に基づき本市への譲渡の手続きを早急に行われたい。

講 じ た 措 置

財団法人京都市国際交流協会（以下「協会」という。）に対し指導を行った結果、平成19年6月1日付けで、これまで委託料で購入した物品の台帳とともに、委託料購入物品を譲渡する旨の書類が提出され、同日付けで、本市から指定管理者である協会に対し、上記物品を無償で貸し付ける旨の通知を行った。

監 査 の 結 果

3 財団法人京都市国際交流協会

(4) 公の施設の管理受託者監査

a 団体関係

(b) 契約事務について、経理規程によると、一般競争入札を原則とし、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき又は予定価格が100万円を超えないときなどには随意契約ができるとされているが、100万円を超えているもので特別な理由を記すことなく見積合わせによる随意契約を行っているものがあった。

契約の方法について、規程に基づき競争入札を実施するなど、価格決定における競争性を発揮するよう、交流協会に対して適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

財団法人京都市国際交流協会（以下「協会」という。）に対し、監査の指摘に基づく指導を行った結果、規定どおり競争入札によることを原則とし、随意契約を行う際には、必ず経理規程に基づいてその理由を決定書に明記するよう、協会全職員に対して指導を行ったとの報告を平成19年10月26日に受けた。

監 査 の 結 果

5 京都市ごみ減量推進会議

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

京都市ごみ減量推進会議は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務として計理事務を行っていることから、現金は、本市に準じて厳格に取り扱うべきであるが、地域の団体の活動に対する助成金については、現金を手提げ金庫に一時保管した後、支出手続を行っていた。

については、平成13年3月23日付け「任意団体等計理事務における不祥事防止対策委員会報告書」の趣旨に基づき、現金についての内部けん制の仕組みが有効に機能するよう支出事務の在り方を改められたい。

講 じ た 措 置

平成19年10月1日から、小口現金及び資金前渡の出納を区分し、地域活動助成金などの資金前渡金については資金前渡出納簿を、小口現金については小口現金出納簿を、それぞれ作成して、日々の現金管理を行うとともに、毎月末を締めとして、手持現金高確認票を作成し、出納員（事務局長）が現金高の確認を行うよう改めた。

(文化市民局－1)

監 査 の 結 果
6 大文字五山送り火協賛会 (2) 財政援助団体監査 a 所管課関係 大文字五山送り火当日に従事する本市職員に対して、食事等が提供されていた。 本市職員の大文字五山送り火点火事業への従事は勤務と位置付けられているため、食事等の提供を取り止められたい。

講 じ た 措 置
平成 19 年度から、本市職員への食事の提供を取りやめることとし、平成 19 年 8 月 16 日実施において、その内容を確認した。

(保健福祉局－1)

監 査 の 結 果
12 社会福祉法人紫野福祉センター (2) 財政援助団体監査 a 所管課関係 本件補助金については、補助対象の範囲を明確に定めることなく、盲人ホームの管理運営に係る経費について、利用者負担金収入等を充ててなお不足する額を事実上全額補てんしている。 補助対象の範囲が明確でない補助金は、補助金を受けた団体の効率的でない経費の支出につながるおそれがあることから、補助金交付要綱を策定し補助対象の基準を定めるなど、補助対象の範囲を明確にして交付決定されたい。

講 じ た 措 置
平成 19 年 4 月 1 日に盲人ホーム運営費補助金交付要綱を制定し、補助対象範囲を同要綱で定めたうえ、平成 19 年度から同要綱に基づき補助金の交付決定を行った。(平成 19 年 7 月 4 日補助金交付決定、平成 19 年 8 月 17 日交付)

監 査 の 結 果

13 京都市民生児童委員連盟

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

- (b) 京都市民生児童委員連盟会計規程によると、現金管理職員は、現金出納簿を備えて現金の管理を行わなければならないとされているが、現金出納簿を作成していなかった。

連盟は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務として計理事務を行っていることから、現金については本市に準じて厳格に取り扱うべきであり、現金出納簿を作成して、これに現金の出納を記帳するなど、適正に現金管理を行うよう、具体的に取り組みたい。

講 じ た 措 置

京都市民生児童委員連盟に対し、監査実施中に指摘された問題点に基づき指導を行った結果、同連盟から平成 18 年 11 月より現金出納簿を作成し、毎月月末に複数の職員（係長、係員）による預貯金残高、現金残高及び会計帳簿の残高の照合を行うなど、適正な現金管理を実施したとの報告を受け、平成 18 年 12 月 1 日に内容を確認した。

監 査 の 結 果

13 京都市民生児童委員連盟

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

- (c) 京都市民生児童委員連盟会計規程によると、切手の取扱いについては、京都市物品会計規則に準じて、受払いを明確にしなければならないとされているが、受払簿に使用者の受領印及び責任者の確認印の押印がなく、また、年度末で適正とはいえない量の切手を保管していた。

連盟は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務として計理事務を行っていることから、切手の管理については本市に準じて厳格に取り扱うべきであり、受払簿に受領印及び確認印を押印するとともに、切手の保管量を必要最低限にするなど、適正に管理を行うよう、具体的に取り組みたい。

講 じ た 措 置

京都市民生児童委員連盟に対し指導を行った結果、同連盟から郵券受払簿については、平成19年度から使用のつど、切手の受領印を押印するとともに、毎月末に複数の職員による残高の点検を行い、確認印を押印し、また切手の保有についても、原則として今後1箇月間の使用見込量を限度として保管するよう見直し、適正な管理を行っているとの報告を受け、平成19年5月1日に内容を確認した。

監 査 の 結 果

14 財団法人京都市下京民生児童委員会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(b) 市バス乗車券支給事業を行っているが、市バス乗車券の管理については、枚数単位でなく、回数券の冊数単位（1冊は220円券26枚つづり又は80円券11枚つづり）で受払簿に記帳されていたため、枚数単位での受払の状況が把握できなかった。

市バス乗車券について、枚数単位で受払の記帳を行うなど、適正に管理を行うよう、下京民生児童委員会に対し適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

財団法人京都市下京民生児童委員会に対し指導を行った結果、同会から市バス乗車券について、枚数単位で受払の記帳を行ない、適正に管理するよう枚数単位の受払簿を作成したとの報告を受け、平成19年6月11日にその内容を確認した。

監 査 の 結 果

14 財団法人京都市下京民生児童委員会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(c) テレホンカードによる通信費支給事業において、テレホンカードの貸出及び返却の状況を記録した帳簿を事業完了後5年間保存することとなっているが、この帳簿を保存せずに、破棄していたため、テレホンカードの管理の状況を確認することができなかった。

テレホンカードの貸出及び返却の状況を記録した帳簿を事業完了後5年間保存するよう、下京民生児童委員会に対して適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

財団法人京都市下京民生児童委員会に対し指導を行った結果、同会からテレホンカードの貸出及び返却の状況を記録した帳簿を事業完了後5年間保存するよう、関係職員に周知徹底を図ったうえ、帳簿に保存年限を明記するなど、適切に保存できるよう措置したとの報告を受け、平成19年5月29日に内容を確認した。

監 査 の 結 果

17 社団法人京都市老人クラブ連合会

(3) 公の施設の管理受託者監査

a 団体関係

(a) 京都市会計規則によると、公金収納受託者は収納金を速やかに収納機関に払い込まなければならないとされており、公金を収納した日に収納金を収納機関に払い込むことを原則とすべきであるが、収納金を速やかに払い込まず、数日分をまとめて、毎週の火曜日及び金曜日に払い込むことを原則としていたため、適正な公金管理をしていなかった。

収納金については、速やかに収納機関に払い込むよう、連合会に対して適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

社団法人京都市老人クラブ連合会に対し指導を行った結果、公金を収納した日（金融機関休業日はその翌日）に収納機関に払い込むよう改めたとの報告を受け、平成19年7月12日に内容を確認した。

監 査 の 結 果

17 社団法人京都市老人クラブ連合会

(3) 公の施設の管理受託者監査

a 団体関係

(b) 京都市と連合会との契約書において、本市からの貸与物品及び委託料で購入した物品のうち本市において備品に区分されるものについては、京都市物品会計規則の定めるところに準じて管理することとされているが、これに準じた管理をしていなかった。

貸与物品及び委託料購入物品については、契約に定めるところに従い、適正に管理を行うよう、連合会に対して適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

社団法人京都市老人クラブ連合会に対し指導を行った結果、貸与物品及び委託料購入物品のうち、本市において備品に区分されるものについては、契約に定めるところに従い、備品台帳及び備品配置表の整備並びに備品整理票のちょう付を行い、適正に管理するよう徹底したとの報告を受け、平成19年7月12日にその内容を現地で確認した。

監 査 の 結 果

17 社団法人京都市老人クラブ連合会

(3) 公の施設の管理受託者監査

b 所管課関係

連合会が京都市老人保養センター内に公衆電話を設置していたが、これについて行政財産の目的外使用許可の手続を行っていなかった。

公衆電話について、行政財産の目的外使用許可の手続を適正に行われたい。

講 じ た 措 置

社団法人京都市老人クラブ連合会に行政財産の目的外使用許可を申請するよう指導し、平成19年2月28日に京都市長宛に申請させたうえ、目的外使用許可を行なった。(使用許可日：平成19年4月1日、使用許可期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

監 査 の 結 果

18 財団法人京都中央看護師養成事業団

(3) 財政援助団体監査

a 団体関係

運営事業補助金について、事業終了後速やかに市長に収支決算書を提出することとされているが、実際に提出したのは事業終了後約4箇月経過した時点であった。

補助金に係る収支決算書を事業終了後速やかに提出するよう、事業団に対して適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

財団法人京都中央看護師養成事業団に対し指導を行った結果、平成18年度事業報告書は、同事業団からの平成19年5月31日付けで提出された。

監 査 の 結 果

24 京都市消防局職員厚生会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

消防局職員厚生会は、消防局職員の福利厚生を目的として、事業主である本市と会員である職員とで経費を負担し、運営の実務は本市職員が職務として行っているものであることから、契約の履行確認は、本市に準じて確実にを行う必要があるが、物品等の調達の履行確認をしたことが証明されない事務処理方法となっていた。

履行確認については、「調達事務等の適正な執行について」（平成10年6月30日調達事務における不祥事防止調査検討委員会）に準じて規程を整備し、確実に履行確認を行うようにされたい。

講 じ た 措 置

京都市消防局職員厚生会における契約の履行確認について、平成19年6月26日に「京都市消防局職員厚生会履行確認事務処理要領」を策定し、同年7月1日から施行することにより、確実に履行確認を行うよう徹底した。

監 査 の 結 果

27 財団法人京都市下水道事業協会

(2) 出資団体監査

a 所管課関係

上下水道局施設の一部を，下水道事業協会の事務所として，行政財産の目的外使用を許可し使用料を徴収していたが，許可をした部分以外についても使用させていた。

使用の実態に見合った行政財産の目的外使用許可の申請手続を行わせたうえで，許可を行うとともに，使用料を徴収するなど，所定の手続を適正にされたい。

講 じ た 措 置

監査の結果に基づき，下水道事業協会の使用実態を精査し，許可と異なる部分は，占用して使用する範囲と共同で使用する範囲を明確に区分するなど，使用実態に整合した使用範囲とした行政財産の目的外使用許可申請を平成 19 年 3 月 23 日付にて提出させ，平成 19 年 4 月 1 日からその使用を許可するとともに適正な使用料を徴収した。

監 査 の 結 果

27 財団法人京都市下水道事業協会

(2) 出資団体監査

b 上下水道局下水道部管理課関係

- (a) 地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定により、管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされているが、下水道事業協会に委託している水洗便所築造工事貸付金償還金及び延滞金（以下「償還金等」という。）の徴収並びに収納に関する事務について、告示等所定の手続を行っていなかった。

償還金等の徴収及び収納の事務の委託については、地方公営企業法施行令に基づく告示を行うなど、適正な事務処理をされたい。

また、償還金等の徴収及び収納の取扱いに関しては、償還金等の徴収及び収納事務委託に関する規程第7条で定めており、当該事務に係る委託契約によると、水洗便所築造工事資金貸付金償還金等の償還金等の徴収及び収納に関する事務要領第5条に基づき、受託者は、償還金等を収納した場合は上下水道局の出納取扱金融機関に払い込まなければならないとされているが、管理課職員が受託者から償還金等を受領した後、出納取扱金融機関に払い込んでいた。

収納金の払込みについては、委託契約に基づき、受託者が直接出納取扱金融機関に払い込むよう、受託者に対し適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

償還金等の徴収及び収納の事務の委託については、平成19年度の委託から地方公営企業法施行令に基づく告示を行った。

また、償還金等の収納の取扱いに関しても、委託契約に基づき、平成19年3月1日から受託者が直接出納取扱金融機関に払い込むように改善し、契約内容の履行を徹底するように指導した。

監 査 の 結 果

27 財団法人京都市下水道事業協会

(2) 出資団体監査

b 上下水道局下水道部管理課関係

- (b) 水洗便所築造工事資金貸付規程第5条によれば、当該貸付を受けた者が償還期限内に貸付金を償還しないときには、償還期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、償還すべき金額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が発生するが、償還期限内に償還できなかったことについて、生活困窮その他の特別の事情があると管理者が認めた場合は、延滞金を減免することができることされており、その具体的な基準は、水洗便所築造工事資金貸付金に係る延滞金の徴収の特例に関する要項（以下「徴収特例要項」という。）第2条に定められている。

延滞金の減免を受けようとする者から減免申請書を下水道事業協会が上下水道局へ取次ぎしていたが、減免の申請に際し、所得証明等延滞金の返済が困難であることを客観的に示す書類の提出はされておらず、減免額の決定においても、生活困窮その他の特別の事情があるとする具体的な理由が示されていなかった。

延滞金の減免に当たっては、徴収特例要項の規定に基づき、減免する理由を明らかにしたうえで、適正に行われたい。

併せて、申請に際し必要な書類を徴するなど、減免の審査に当たって適切に判断ができるような仕組みを整えられたい。

講 じ た 措 置

貸付金延滞金減免申請書の様式について、平成19年9月1日から申請者本人が減免申請理由を記入する様式に改め、このうち生活保護受給者（徴収特例要項第2項第1号）、市民税の非課税者（同要項第2項第2号）に該当する場合等は、証明書を添付するよう取扱いを徹底した。さらに、証明書を提出できないその他の生活困窮の場合は、申請者本人が生活困窮の状況を具体的に記載することにより、減免の審査を行うこととした。

監 査 の 結 果
27 財団法人京都市下水道事業協会 (2) 出資団体監査 c 上下水道局下水道部ポンプ施設事務所関係 マンホールポンプ場等整備点検管理に係る委託契約において、受託者が業務履行のために備品を購入していたが、委託契約書には、委託料で購入した備品の管理について定めがなかった。 受託者が委託料で購入した備品の所管について、委託契約の中で明確にするなど、備品管理を徹底されたい。

講 じ た 措 置
委託業務において備品を購入することが適当と認められる場合は、上下水道局で備品購入費として予算計上し、受託者に貸し出すなど適正な備品管理に努める。

2 平成 17 年度財政援助団体等監査（平成 18 年 5 月 26 日監査公表第 538 号）

監 査 の 結 果
4 京都市東温水プール管理運営協議会 (2) 財政援助団体監査 (ア) 所管課関係 a 本件補助金については、補助対象の範囲を明確に定めることなく、プールの運営に係る経費について使用料収入等を充ててなお不足する額を全額補てんしている。 補助対象の範囲が明確でない補助金は、補助金を受けた団体の効率的でない経費の支出につながるおそれのあることから、補助対象の基準を策定するなど、補助対象の範囲を明確にして交付決定されたい。

講 じ た 措 置
平成 19 年 4 月 1 日から、「京都市東温水プール運営事業補助金交付要綱」を施行し、実績報告、交付の取消し等について明確にした。

監 査 の 結 果

7 財団法人京都市埋蔵文化財研究所

(3) 財政援助団体監査

(ア) 所管課関係

運営事業補助金及び普及啓発事業補助金について、補助対象事業の範囲、交付申請書に添付する書類など補助金についての考え方が明確でなかった。

補助金交付要綱を制定し、補助対象事業の範囲など補助金についての考え方を明確にするとともに、交付申請金額を適正に確認できる書類の添付を求めるなど、適正に事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

平成 19 年 3 月 27 日付けで、補助対象事業の範囲、交付申請金額が適正であることを確認できる添付書類を規定した「財団法人京都市埋蔵文化財研究所補助金交付要綱」を制定した。

平成 19 年度については、この交付要綱に基づき、交付申請書を提出させ、添付書類により申請金額が適正であることを確認した上、平成 19 年 4 月 9 日付けで交付決定通知を行った。

監 査 の 結 果

8 財団法人世界人権問題研究センター

(3) 財政援助団体監査

(イ) 所管課関係

運営事業補助金について、補助対象事業の範囲、交付申請書に添付する書類、補助対象事業完了時に提出を求める書類など、補助金についての考え方が明確でなかった。

補助金交付要綱を制定し、補助対象事業の範囲など補助金についての考え方を明確にするとともに、交付申請金額を適正に確認できる書類の添付を求めるなど、適正に事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

平成 19 年 3 月 29 日付けで、補助対象事業の範囲、交付申請金額が適正であることを確認できる添付書類を規定した「財団法人世界人権問題研究センター補助金交付要綱」を制定した。

平成 19 年度については、この交付要綱に基づき、交付申請書を提出させ、添付書類により申請金額が適正であることを確認した上、平成 19 年 4 月 1 日付けで交付決定通知を行った。

監 査 の 結 果
<p>9 財団法人京都市立浴場運営財団</p> <p>(4) 公の施設の管理受託者監査</p> <p>(ア) 団体関係</p> <p>a 京都市立浴場条例及び京都市立浴場条例施行規則（以下「浴場施行規則」という。）によると、入浴料金については、物価統制令第4条の規定に基づく京都市内の一般公衆浴場入浴料金の統制額の7割以内で、別に市長が定めることとなっている。市長が定めた平成16年度の入浴料金大人240円、小人60円の他に、貸切料金制を設けたり、特定の浴場では独自に特典の付いた入浴回数券を発行していた。</p> <p style="padding-left: 2em;">貸切料金制や回数券の発行について、取扱いを改善されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>財団法人京都市立浴場運営財団に対し指導を行った結果、貸切料金制については、平成19年6月1日から、浴場ごとに前年度の1日当たりの平均入浴者数に現在の入浴料金を乗じて徴収することとし、京都市立浴場条例第5条第2項に基づく申請がされたので、これを承認した。</p> <p>また、独自に特典のついた入浴回数券については、平成19年7月1日から廃止したとの報告を受け、その内容を確認した。</p>

監 査 の 結 果
<p>9 財団法人京都市立浴場運営財団</p> <p>(4) 公の施設の管理受託者監査</p> <p>(ア) 団体関係</p> <p> b 浴場施行規則によると、臨時休業をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとされている。臨時休業の際に市長の承認を得ていないものがあった。</p> <p> 臨時休業の際には、市長の承認を受けるようにされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>財団法人京都市立浴場運営財団に対し指導を行った結果、臨時休業をするときには、あらかじめ市長に承認を得るように改めたとの報告を受け、その内容を平成19年4月13日に確認した。</p> <p>具体的には、平成19年4月25日の浴場の臨時休業については、平成19年4月13日付けで、市長宛に承認申請があり、平成19年4月20日付けで承認し、通知した。</p>

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)